

令和6年度

三重県雇用対策協定に基づく事業計画

三重県 三重労働局

三重県と三重労働局は、三重県雇用対策協定第2条の規定に基づき、以下の項目について、連携協力して取り組むものとする。

1 重点的に取り組む項目

(1) 障がい者の雇用促進

【数値目標】

○民間企業における障害者実雇用率（令和6年6月1日現在）	2.60%
○民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 （令和6年6月1日現在）	60.9%
○職場における応援者（しごとサポーター）を養成 （令和6年度中）	600名

障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと共に働くことが当たり前の社会を実現するため、多様な働き方を支援することにより、障がい者雇用を促進していく必要があることから、引き続き、精神障がい者をはじめとする障がい者の雇用促進及び職場定着を図るための施策を充実させていく必要がある。そのため、上記数値目標の達成に向けて策定した「障がい者雇用推進のための取組指針2024」に基づき、積極的な取組を実施する。さらに、「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れの促進や職業能力開発支援などにより、障がい者雇用を促進していく。

【共同で実施する業務】

- ・「三重県障がい者雇用推進協議会」を中心とした県民総参加の取組の一層の促進
- ・県及び労働局幹部職員で地域に影響力のある企業等を訪問し、障がい者雇用の推進に関する企業トップへの要請
- ・法定雇用率未達成企業への雇用支援の実施
- ・障がい特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化
- ・障がい者の雇用拡大に向けた就職面接会等の開催や職業能力開発支援の充実
- ・障がい者の短時間雇用など、障がい者の多様で柔軟な働き方の推進
- ・障がい者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度『もにす認定』の周知及び認定取得の促進
- ・雇用分野における障がい者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の周知

【県が実施する業務】

- ・障がい者雇用に課題を抱える企業に寄り添った伴走支援などの取組を通じた障がい者雇用支援
- ・ステップアップカフェをはじめとする障がい者と共に働くカフェと連携した取組による障がい者雇用の理解促進
- ・「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」を通じた企業における雇用取組の支援
- ・障がい者が働きやすい職場づくりのモデル構築など、主体的な障がい者雇用に関する取組の支援
- ・障がい者雇用アドバイザーの配置による企業訪問等を通じた障がい者雇用の支援
- ・障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施
- ・障がい者就職面接会の開催にかかる支援
- ・障がい者の短時間雇用の導入支援や施設外就労の普及促進など、障がい者の多様で柔軟な働き方の推進
- ・テレワーク導入支援アドバイザーの派遣や、テレワーク拠点利用の案内などによる障がい者のテレワークの普及促進

【労働局が実施する業務】

- ・法定雇用率未達成企業及び公的機関に対する訪問指導及び集団指導、障害者雇用のための各種情報発信
- ・障害者雇用促進のための雇い入れ準備から採用後の職場定着支援までの一貫した「チーム支援」の実施
- ・数値目標（就職件数、雇用義務のある企業への就職件数及び指導件数）達成に向けた業務の推進
- ・精神・発達障害者雇用サポーター、難病患者就職サポーター等専門的な業務担当の配置による障害の特性に応じた相談支援の充実
- ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（県内9カ所）等と連携した求職から定着までの支援の充実
- ・「福祉」「教育」「医療」から一般企業への就職に向けた関係機関との連携によるきめ細かな就労支援
- ・主として未達成企業を対象とした障害者雇用の促進に向けた事業主向けセミナー等の開催
- ・特別支援学校での就労支援に関する各種セミナー等の実施
- ・精神・発達障害者の職場定着支援のため、職場における応援者を養成することを目的とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」

の開催

- ・就職や職場定着に向けた情報共有ツール「就労パスポート」の普及啓発を目的とした「支援機関向けワークショップ」、「事業主向け活用セミナー」の開催
- ・障害者就職面接会・障害者就職説明会の開催及び早期の充足を図るためミニ面接会を随時開催
- ・効果的な職業訓練受講あっせん及び就職支援
- ・国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の実施及び職場定着支援

(2) 若年者の就労支援

【数値目標】

- 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合：50%
(参考：令和3年3月卒 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合：41.8% (三重県))
- 令和7年3月卒業の高校生・大学生の就職率令和6年3月卒業生以上
(参考：令和6年3月卒業生12月末内定率 高校生 96.1%大学生 69.1%)

若者が働きがいをもって仕事に取り組める社会を築くことは、地域社会の発展のために重要であり、若者が地域の次代を担う存在として活躍できる雇用環境の整備に向けた取組を進めていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・「おしごと広場みえ」における一体的な就職支援
- ・大学生向けのセミナー等の開催による県内企業への就職促進及び就職支援
- ・「おしごと広場みえ」で実施する各種支援策の活用によるフリーターへの正規雇用就職支援
- ・インターンシップ等の実施や県内企業情報の提供による企業理解の促進
- ・「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を活用した効果的なインターンシップの実施
- ・「地域若者サポートステーション」事業の推進による若年無業者の就職支援

【県が実施する業務】

- ・ホームページ、SNS (X (旧 Twitter)、YouTube) 等による若年者に向け

た就職支援情報の提供

- ・若者と企業との交流の場づくり
- ・就職支援協定締結大学と連携した、県外大学生の県内就職の促進
- ・県外大学の訪問による情報交換、県内就職支援の働きかけ
- ・中京圏、関西圏及び首都圏への進学者を対象としたU・Iターン相談会、県外進学者等の保護者向けセミナーの実施
- ・若年者就職支援関係者向け研修会の開催
- ・「みえ」のインターンシップ情報サイトの運営

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターによる新規学卒者に対する就職支援、職場定着支援
- ・フリーター等に対するハローワーク、四日市わかもの支援コーナーの就職支援ナビゲーター等の個別支援による正社員就職の促進
- ・「若者雇用促進法に基づく認定制度（ユースエール認定企業）」の普及・拡大及び情報の発信
- ・キャリアアップ助成金等の活用による非正規労働者の正社員転換の促進
- ・労働局幹部職員による労働関連法令等の講義（出前講座）の実施

2 連携・協力して取り組む項目

（1）働き方改革等

令和6年4月から建設、自動車運転の業務、医師についても時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、更なる長時間労働の削減と生産性向上に加え、働き方改革による魅力ある職場づくりが重要である。

【共同で実施する業務】

- ・働き方改革推進協議会による連携の強化
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成
- ・取組事例の収集と情報発信
- ・最低賃金の周知

【県が実施する業務】

- ・働き方改革等に積極的に取り組む企業の登録・表彰
- ・健康経営の視点を含む働き方改革に関するセミナー等の実施
- ・多様な働き方の推進に関するアドバイザーの派遣等による企業の取組支援
- ・休みやすい職場づくりに関するアドバイザーの派遣等による企業の取組支

援

- ・ 県内企業におけるテレワークの導入支援

【労働局が実施する業務】

- ・ 良質な雇用型テレワークの導入・定着促進
- ・ 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- ・ 働き方改革推進に向けた関係機関・団体との連携強化
- ・ 中小企業・小規模事業場への取組支援（コンサルティング・働き方改革推進支援センター）
- ・ 最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む企業への支援
- ・ 下請事業者等への「しわ寄せ」防止への取組

（２）地方創生に向けた取組の推進

人口減少と地域経済の縮小を克服するため、良質な雇用機会の創出や人材の育成・確保、処遇改善等において、地域の創意工夫を生かし、状況に応じて連携した対策を実施する必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・ U・I・J ターン就職の支援
- ・ 地域の実情に即した雇用創造、人材育成等の雇用対策

【県が実施する業務】

- ・ 東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」における企業情報提供、就職相談の実施
- ・ 県外在住の転職潜在層への情報発信、オンラインによる企業見学会の実施
- ・ U・I ターン就職セミナーの開催
- ・ 「みえ」の仕事マッチングサイトの運営
- ・ 「地域活性化雇用創造プロジェクト」の実施
- ・ 採用活動や人材育成を協力して取り組む企業グループの育成、支援
- ・ 若者のネットワークを活用した地域で働く魅力や県内企業の情報発信
- ・ 三重県出身の女子学生等を対象とした就活セミナーの開催
- ・ 女性求職者の就職観の変化に応じた座談会、セミナーの開催

【労働局が実施する業務】

- ・ 「ええとこやんか三重 移住相談センター」より連携があった移住希望者の職業相談
- ・ 三重県が開催するU・I ターンイベントの周知
- ・ 三重県が実施する「地域活性化雇用創造プロジェクト」の推進、取組の支援

- ・ハローワーク津に設置する「人材確保対策コーナー」による人材不足分野等への就職支援・求人充足支援

(3) 仕事と家庭の両立支援及び長期療養者等の就労支援

女性活躍の推進、男性の育児休業取得促進、治療と仕事の両立について、一人ひとりの特性に合ったきめ細かな支援を行い、仕事と生活の調和策を進めていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・女性活躍推進に向けた企業への働きかけ
- ・一般事業主行動計画策定支援
- ・仕事と家庭の両立支援
- ・不妊治療と仕事の両立支援
- ・セミナーの開催等による女性の再就職支援、就労継続に必要な職場環境づくり支援

【県が実施する業務】

- ・スキルアップや資格取得などへの支援を通じた女性求職者の能力開発
- ・マッチングイベントの開催による出会いの場の創出や、SNS（X（旧Twitter））による様々な女性活躍事例の発信
- ・個人の状況に応じたライフプランニング等の作成や、スキルアップ等の研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な（再）就職支援の実施

【労働局が実施する業務】

- ・各ハローワークのマザーズコーナー（四日市・津・伊勢・名張）等での担当者制による職業相談及び専用求人の開拓
- ・拠点病院と連携した長期療養者就職支援事業の実施
- ・治療と仕事の両立支援に係る三重県両立支援推進チームの連携強化
- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知及び履行確保
- ・改正女性活躍推進法の周知啓発
- ・次世代育成支援対策の推進

(4) 就職氷河期世代活躍支援

就職氷河期世代の活躍の場をさらに広げるため、同世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援を図る必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の運営
- ・就職氷河期世代における不本意非正規雇用や無業の状態にある人への就職支援

【県が実施する業務】

- ・県内事業所の職場体験等受入情報の発信
- ・「おしごと広場みえ」における就職氷河期世代への就労支援
- ・SNS（X（旧 Twitter）、note など）を活用した広報の積極的な推進
- ・不本意非正規雇用者等へのターゲティング広告などによる就労支援情報の周知

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク四日市の専門窓口等で、担当者によるチーム支援の実施
- ・短期間で取得できる、安定就労に有効な資格等の習得を業界団体等と連携し支援
- ・働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- ・就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進

（５）高年齢者の就労促進

人口減少下の社会で、高齢者が年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるよう雇用・就業環境を整えていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・高年齢者を対象とした合同面接会の開催
- ・シルバー人材センターの適正な運営指導

【県が実施する業務】

- ・労働局との共催による合同面接会における適職診断など高年齢者雇用に関する取組の実施
- ・公益法人制度関係法令に基づくシルバー人材センターに対する運営指導、取組支援
- ・求職者や事業者を対象とした再就職にかかる働き方や高年齢者雇用の実践事例を紹介する再就職支援セミナーの実施
- ・高年齢者や外国人材などの多様な人材の受入れや定着支援を行うため助言・指導等を行うアドバイザー派遣の実施

【労働局が実施する業務】

- ・高年齢者雇用確保措置の着実な実施、70歳までの就業確保に向けた65歳を超えて働くことのできる環境整備に係る相談・援助の実施
- ・「生涯現役支援窓口」（県内7所）を中心とした県内ハローワークにおける65歳以上を重点とした高年齢者に対する再就職支援の実施
- ・各ハローワークの求人者支援員による合同面接会用求人開拓
- ・シルバー人材センター委託事業の高齢者活躍人材確保育成事業の実施に対する支援
- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、高年齢労働者の安全衛生確保（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）の促進

（6）外国人の就労支援

外国人材の共生社会実現に向け、雇用・就業環境を整えていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議の開催
- ・外国人労働者問題啓発月間における経済団体への要請などの取組

【県が実施する業務】

- ・事業者を対象とした受入体制整備のためのセミナー等の開催
- ・留学生や定住外国人を対象としたセミナーや職場体験等の実施
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」と連携した三重県労働相談室による労働相談の実施
- ・津高等技術学校における外国人に対応した訓練の実施
- ・技能検定試験の円滑な実施
- ・事業者が外国人に対して行う日本語教育に関する支援についての周知・啓発
- ・高年齢者や外国人材などの多様な人材の受入れや定着支援を行うため助言・指導等を行うアドバイザー派遣の実施（再掲）
- ・海外において現地合同説明会を開催し現地の大学生等と県内中小企業とのマッチング機会を創出

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク6所に通訳を配置するなどのワンストップサービスの充実
- ・企業向け雇用管理セミナー等の実施
- ・定住外国人等に対する職業相談の充実
- ・外国人労働者問題啓発月間における外国人雇用事業所への訪問指導
- ・外国人就労・定着支援研修の実施
- ・新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおける就職支援

- ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく雇用管理指導の実施
- ・外国人雇用管理指針に基づき事業主へ周知啓発・指導の徹底
- ・外国人労働者への災害防止の教育の促進（母国語に翻訳された教材、視聴覚教材など活用）

（7）職業能力の開発・向上の促進

経済社会環境の変化に対応していくためには労働者の能力開発、生産性を向上させることが重要であり、地域の人材ニーズ、また離職者等の多様な就業ニーズを踏まえた公的訓練を充実させていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・地域の産業界のニーズ及び離職者等の多様な就業ニーズを踏まえた公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進
- ・三重県地域職業能力開発促進協議会による訓練ニーズを踏まえた総合的な公的職業訓練計画の策定

【県が実施する業務】

- ・津高等技術学校施設内における多様な職業訓練の実施
- ・民間教育訓練機関への委託による職業訓練の実施

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワークにおける適切な訓練コースの選択支援、誘導
- ・訓練施設等と連携した訓練受講中及び終了後の職業相談、就職支援
- ・「ハロートレーニング応援企業」による公的職業訓練の推進及び周知広報